



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年4月4日 No.757

「乗務員勤務における1勤務の原則」を守り 非常災害発生時でも勤務は指示する側の 一方的な判断で取り扱われてはならない！

東日本ユニオンは3月29日に申第19号「休日明示・勤務等の変更時の取扱いの見直しに関する申し入れ」の団体交渉を開催し、過去の事象を教訓に、乗務員勤務において定義が明確になっていない「勤務開放」なる取扱いを行わないことを強く求めました。

◆団体交渉 確認事項◆

- ◎基本的には乗務員行路通りに乗務することが原則
- ◎非常災害時等の場合も、様々な手段で自区所に戻ってもらうことが原則
- ◎統括センター内でも、行路カードに示した退勤点呼箇所に戻ることが原則

<組合>

- ・大前提は「勤務開放」なる勤務の取扱いをしないことである。
- ・2014年の事象では「指示する側」も「指示される側」双方で確認、理解しないまま、勤務処理をする段階で「勤務解放」の取扱いがされていることが判明した。
- ・非常災害時等、自区所に戻すことを基本としながら、どのような勤務の取扱いをするのかを「指示する側」「指示される側」双方の同意、理解があった上で取扱うべきである。

<経営側>

- ・あくまでも会社が業務指示を行い、乗務員として乗務ができるのかを確認し、列車運行や安全を確保していただくことが前提となる。その上で会社がしっかりと業務指示を行う。
- ・コミュニケーションを通じた確認をしっかりと行っていく。

※例外的な取扱いとして

自区所に戻すことが大前提であり、極めて限定的に考えているが、非常災害発生時、社員を戻すあらゆる手段がない場合、行先地において長時間にわたる「待機」は緊張状態が続くことから、状況により管理者の指示で勤務を打ち切る(勤務開放)判断を行うことはあり得る。

ただし、その場合でも会社として責任を持って、代替の手段が見つかり次第、自区所に戻す。(その時間は労働時間となる)

勤務の取扱いに不安や疑問があれば東日本ユニオンの組合員に相談を！